Q1: 個人農業事業者ですが、昨年の事業収入が白色申告で、月計収入等の帳簿がありません。この場合対象となりますか?

A1: 対象となりません。

昨年の 2~6 月の売上(事業収入)等をチェックしますので、確定申告だけでは、月別の売上がわからないため対象となりません。ただし、確定申告の複写と月別の売上(事業収入)等が確認できる帳簿等の複写をご提出いただき交付要件が整えば、対象となります。

- ※ 交付要件とは、次の①~④になります。
- ① 手引きに記載される対象者でかつ必要な提出物を提示されている事。
- ② 審査において、必ず新型コロナ感染症拡大の影響により、売上(事業収入)が▲30%以上の減収になった明確な理由である事。
- ③ 売上(事業収入)の収益が本審査の判断基準において適当である事。
- ④ その他審査に必要な書類、ヒアリング等。

Q2: 事業の性質上、事業収入が不定期です。昨年の対象月にたまたま収入があって、本年の対象月に収入がなかった。この場合対象となるのか?

A2: 対象となりません。

今回の応援金は、あくまで新型コロナ感染症拡大の影響を受けて減少となった、明らかな理由が必要になります(Q23参照)。

- ・取引上の理由や相場の変動等あくまで経済的な理由に起因する契約 や取引による売上(事業収入)
- ・ 売上の収支サイクル上、昨対の差額が一時的に▲30%以上になっている売上(事業収入)
- ・ 一時的な売上(事業収入) 等

事業活動の収支が取引や契約の性質上不定期で、昨年と今年の売上(事業収入)が新型コロナ感染症拡大の影響による減少と結びつかない事を市が判断する場合には、対象となりません。

Q3: 土地・建物等を賃貸する家主で、新型コロナ感染症拡大が起因となり減収しました。対象となりますか?

A3: 交付要件が整えば、対象となります。

ただし、下記の要件が必要です。

- 1: 申請書の理由欄の記載に新型コロナ感染症拡大が起因して減収となった明確な理由が確認できる事(Q23参照)
- 例 1) 貸している物件の店舗が廃業し、月収が減った。
- 例 2) 借りている人の会社が休業し、契約が無くなった。
- 2: 住居確保給付金等その他の制度需給を受けておらず、事業収入が確保されていない事業者である事
- 3. 不動産収入でなく事業収入で確定申告をしている事業者である事
- 4. 事業収入が昨年の対象月と本年の対象月が▲30%以上の減収になっていることが証明できる事業者である事
- 5. その他本件の要件に合致し、必要な書類の提出がなされている事業者である事

Q4: ソーラー事業をしています。対象となりますか?

A4: 対象となりません。(売電による収入)

今回の応援金は、あくまで新型コロナ感染症拡大の影響を受けて減少となった、明らかな理由が必要になります。したがって、事業の性質上売電収入は、昨年と今年を対比して▲30%以上の減収になっている場合でも本件の交付の要件と意図が異なるため対象とはなりません。

Q5: 安芸高田市に事業所があるが、本社との連結決算 となっております。提出書類は何が必要なのか?

A5: 企業·事業者用申請手引き P.3 の提出書類②添付書類を提出してください。

安芸高田市内の事業所のみの売上が月別でわかる帳簿等の複写をご提出ください。(その際、本社又はグループ全体の売上ではなく、市内事業所

だけの売上が確認できる帳簿等の複写等をご提出ください。)

Q6: 同一事業者で事業内容の異なる事業を複数経営しています。全て対象となるのでしょうか?

A6: 1つの企業(事業者)で 1 回のみになります。

1: 確定申告の売上(事業収入)が複数の事業が合算で算定されている場合、合算の売上(事業収入)が昨年と今年を対比して▲30%以上の減収になっている場合のみ対象となります。

2: 複数の事業のうち、1 つの事業の売上(事業収入)が、昨年と今年を対比して▲30%以上の減収しており、2 つ以上の事業と合算して▲30%未満となる場合は、▲30%以上の減収している事業・拠点等があっても対象となりません。

ただし、同一事業者が 2 つ以上の会社(各法人登記を行いかつ各々確定申告を行う会社)の場合は、交付要件が整えば対象となります。

Q7: 国の持続化給付金や県の感染拡大防止協力支援金などを受給した事業者が重複申請できるのか?

A7: 申請できます。

個人事業者用申請手引きを確認し、ご申請ください。

Q8: 新型コロナ感染症拡大防止に関する持続化給付金等の支援制度を受給した額が、5 月に入金されました。その金額は売上に反映されるのか?

A8: 反映いたしません。

Q9: 外国人事業者の場合には、何か証明が必要です

か?

A9: 必要です。

在留カード、特別永住者証明書、外国人証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)のいずれかの複写が必要になります。なお、書類申請でご不明な場合には、安芸高田市人権多文化共生推進課へご相談ください。

Q10: 副業しています。月 2~3 万程度収入を得ています。対象となりますか?

A10: 交付要件が整えば、対象となります。

ただし、下記要件が必要となります。

- 1: 申請書の理由欄の記載にて、新型コロナ感染症拡大が起因して減収である事(Q23参照)。
- 2: 個人事業者が副業している場合、副業による事業収入のみで算定し、 昨年と今年を対比して▲30%以上の減収になっている事。 ただし、Q24に該当する場合は、対象となりません。

Q11: 年金以外で収入を得ています。最近コロナの影響で仕事がないのですが対象となりますか?

A11: 交付要件が整えば、対象となります。

ただし、雑所得の収入で申告している個人事業者の場合、公的年金等を除いて算定し、雑所得が 20 万円を超える場合は、対象となります。それ以外は対象となりません。

Q12: 個人事業者で 2 つの事業を兼業しています。確定申告で事業収入を一括で総括しており、▲30%以上の減収になりません。しかし、1 つの事業は▲30%以上の減収になってはいるのだが、対象となるのか?

A12: 対象となりません。

複数の事業を総括して事業収入となっている場合には、その事業収入に着目して判断いたします。

Q13: お店を経営しているのだが、経費が事業収入を上回るため確定申告をしていません。対象となりますか?

A13: 交付要件が整えば、対象となります。

確定申告を必要としない個人事業者の場合には、安芸高田市住民税申告書の複写と事業売上書類、月計別の売上帳簿等の複写をご提出ください。

Q14: 保険外交員をしております。確定申告をしておりますが、対象となりますか?

A14: 会社との契約関係にある個人事業者についても交付要件が整えば、対象となります。

対象となる場合、下記要件が必要です。

- 1: 安芸高田市に所在する企業又は安芸高田市以外に所在する企業で、 支店・出張所又は代理店舗等が安芸高田市に所在している事
- 2: 新型コロナ感染症拡大が起因して減収している事(Q23参照)。
- 3: 事業収入が昨年と今年を対比して▲30%以上の減収になっている事。 ただし、保険会社から、報酬又は給与等事業収入以外で収入を得ている 場合には、その報酬又は給与等が事業収入以上の場合には、対象となり ません。

Q15: 売上が著しく下がり、本年に入り▲30%以上の減収になったので申請したいのですがどうすればよいですか?

A15: 売上(事業収入)が下がっただけでは、対象となりません。

今回の応援金は、あくまで新型コロナ感染症拡大の影響を受けて減少となった明らかな理由が必要になります。売上(事業収入)が下がった理由が、 具体的かつ直接的である要因や事業の減収に関係のある間接的な要因が判断できる説明が必要となります。従いまして、本事業の趣旨は、明確な新型コロナの影響が売上(事業収入)の減収につながらない場合、対象と <u>なりません。</u>(Q23 参照)

Q16: 個人事業者用手引きの給付対象者で「(1)安芸 高田市に住民票を有しており、」と記述してあるが、住民票 のない方が安芸高田市内で事業しても対象となるか?

A16: 交付要件が整えば、対象となります。

ただし、安芸高田市以外に住民票を有している方が、安芸高田市内に事務所·工場·店舗等拠点を設けていない個人事業者の場合は、<u>対象となり</u>ません。

例)契約する会社からの斡旋で、安芸高田市の工場に勤務する市内に住 民票を有しない個人事業者等

Q17: 確定申告に税務署受領印の印影は、必要か?

A17: 必要です。

ただし、無い場合には e-TAX での申告をされた方は、登録メールの受信ボックスのデータを印刷したもの又は、安芸高田市住民税申告書の複写でも結構です。

Q18: 白色申告の個人事業者の場合、事業内容が不明。 どのように判断するのか?

A18: 審査には事業内容のわかる書類が必要です。 確定申告書の収支内訳書を添付してください。

Q19: 安芸高田市から補助金や指定管理料の事業収入 等を得ている事業者は対象となるか?

A19: 交付要件が整えば、対象となります。 ただし、補助金・指定管理料は除いて算定してください。 Q20: 農業を兼業しています。事業収入は合算で上げているのですが、本業だけで算定するのか?その際、合算で月別の帳簿をつけているので、何を出したらよいのか?

A20: 本業の売上(事業収入)で上げてください。

月別の帳簿については、毎月本業と農業の合算管理であれば、本業の売上を算定し、それを根拠書類でご提出ください。

ただし、今回の応援金は、あくまで新型コロナ感染症拡大の影響を受けて減少となった明らかな理由が必要になります。申請様式に、新型コロナ感染症が拡大したことで、事業にどのような影響があり、▲30%以上の減収となったのか詳しくご記入ください。

また、ご提出には必ず月別売上帳簿等、月別で売上がわかる状態の帳簿等の複写をお願いします。

Q21: 精米機を運営しており、外出の自粛規制で売上が ▲30%以上に落ちた。対象となるのだろうか?

A21: 事業収入として確定申告している個人事業者の場合は対象となります。(不動産収入の場合は対象となりません。)

ただし、

- 1: 今回の応援金は、あくまで新型コロナ感染症拡大の影響を受けて減少となった明らかな理由が必要になります。この場合、外出の自粛規制が直接売上(事業収入)にどのように響いているかのご説明が必要となります。(Q23 参照)
- 2: 精米機の収入を雑所得の収入(=その他収入)で申告している個人事業者の場合、公的年金等を除いて算定し、雑所得が20万円を超えている事が必要です。

類似事業 コインランドリー, 自動販売機, コインパーキング, コイン洗車など

Q22: 安芸高田市で飲食店を経営している会社ですが、 2019年7月まで別の会社が経営していた。7月以降の創

業は対象とならないとあるが、この場合もそうなるのか?

A22: 交付要件が整えば、対象となります。

この場合、経営者が変わり事業がそのまま継続されておれば、創業ではなく事業の継承と判断いたします。(7 月以降に経営する会社が変わり、それ以前と事業内容が全く変わった場合は、対象となりません。)

なお、2019 年の $2\sim6$ 月までの期間の売上による審査となるため、その期間の売上がわかる確定申告の複写及び月別売上帳簿等の複写は必要です。また、2020 年の $2\sim6$ 月までの売上がわかる月別売上帳簿等も必要になります。

Q23: 申請書の「1.新型コロナ感染症拡大による影響について(できるだけ詳細にご記入ください。)」の書き方がわかりません。どのように書けば良いでしょうか?

A23: 「新型コロナのため」「外出の自主規制のため」だけでは、理由となりません。

ご自身が経営されている事業が、どのように新型コロナ感染症拡大の被害を受けて▲30%以上もの減収に至ったのか、明確な理由が必要となります。

(理由の例)

- ・ 取引,契約が途絶え減収になっている状況
- ・ 流通が大きく減少し減収になっている状況
- ・ 自社の工場の停止による減少し減収になっている状況
- ・ 休業要請があり店舗・施設等を閉店・閉設・時間短縮し、減収になって いる状況
- ・ 取引先等の廃業・休業による影響で減収になっている状況
- ・ よく利用していた会社の社員等がテレワークの分散勤務や休業となり、 客足が大幅に途絶え減収になっている状況
- ・ 新型コロナ感染症拡大以前と比べ自粛規制による環境等が原因で客 足が低下している状況
- ・ 売上の立つ予定であった納品・出荷が未納・未出荷となっている状況

など、流通や取引・契約・客足が途絶える等、減収に至っている具体的な理由となります。

Q24: 交付要件は整っており、昨年の売上(事業収入) 又は雑所得の収入が給付額の 25 万円以下の場合でも 給付してもらえるのか?

A24: 原則、対象とはなりません。(Q24-1·25 を除く)

本件は、新型コロナ感染症が拡大して、地元の商工業において特に打撃が現れ始めた、直近 2~6 月の 5 か月間を昨年の売上(事業収入)又は雑所得の収入と比較して、▲30%以上の減収となっている対象者に給付する事業となります。

年間を通じて売上(事業収入)又は雑所得の収入が給付額の 25 万円より下回っている事業者については、昨年以上の年間収入を得る事となり、給付額を上回る過剰な給付になると判断しております。本件の給付金の目的は、事業を継続させるための一時的な糧となる金額として設定しておりますのでご理解ください。

したがいまして、一律で給付をするこの事業は、対象月(2~6月)の5か月間における窮地を少しでも緩和するものであり、給付によって、<u>昨年以上の収入を得る</u>ことは、想定していないため、<u>売上(事業収入)又は雑所得の収入が25万円以下の場合には対象となりません。</u>

既にご申請いただいている事業者様には、誠に申し訳ございません。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

Q24-1 ただし、Q24の条件の場合であるが、下記1·2 の状況の個人事業者は、対象となります。

A24: 幅広く給付し事業継続の一時的な糧となるよう下記1又は2の条件に該当する個人事業者については、交付要件が整えば、<u>全額又は一部給付の対象者となります。</u>

1: <u>店舗及び事業所等事業専用の拠点を持つ事業者</u> 店舗及び事業所等事業活動の拠点を維持し、継続して事業活動を行う意 思のある個人事業者については、25万円の給付対象といたします。

2: 事業活動の売上(事業収入)又は雑所得の収入のみの個人事業者 事業活動の売上(事業収入)又は雑所得の収入のみの個人事業者で、そ の収入を主に生計をなしている事が判断できる場合又はその収入が主たる 事業である事が判断できる場合、25万円の給付対象といたします。

Q25 家内労働者等として事業活動を行う個人事業者ですが対象となるのでしょうか?

A25: 交付要件が整えば、対象となります。

1. 個人事業者が所属する会社等からの申請が必要

事業活動において多くの個人事業者が登録又は契約等により所属している 会社等が、所属する個人事業者から委任を受け、まとめて提出する必要が あります。

- 2. 所属する個人事業者への給付額と申請方法
- ① 給付額

事業を行う上で個人事業者の失業が今後の事業継続に深刻な問題となり うる状況であれば、A又はBどちらかの対象といたします。

各所属する個人事業者の事業活動における売上(事業収入)又は雑所得の収入が

A:85 万円を超えている場合、25 万円の給付対象といたします。

B:85 万円を超えていない場合、10 万円の給付対象といたします。

② 給付要件

申請は会社等が行い、下記①~⑤の内容を提出する必要があります。

- ・ 登録又は契約等で所属する個人事業者(以下、「所属事業者」という。)の委任により、 所属する会社等から申請を行う事。
- ・ 会社等は、安芸高田市に所在する拠点における事業活動(以下、「事業活動」という。)を継続するため所属事業者が必要である理由を提出する事。
- 対象となる所属事業者は、安芸高田市の住民票を有している事。
- ・会社等は、事業活動が新型コロナ感染症拡大の影響を受け各所属事業者の売上 (事業収入)又は雑所得の収入が▲30%以上の減少となった明らかな理由を提出する 事。

・ 所属事業者は、その事業活動における 2019 年及び 2020 年の売上(事業収入)又は雑所得の収入について、会社等が管理する月別会計帳簿等の複写を提出する事。

③ 申請方法について

まずは、上記要件の会社等につきましては、安芸高田市事業継続応援金実行員会事務局(安芸高田市産業振興部商工観光課)へお問い合わせください。

TEL 0826-47-4024